

# あなたの相続 会社の相続

## 講師プロフィール

司法書士として開業して10年目。

相続・承継の専門家として、個人の方の相続手続き、そして会社の相続問題である、事業承継、M & Aと取扱い分野は多岐に渡っています。

また空き家問題にも精通しており、地元行政と一緒に空き家の解消に向けて取り組んでおります。

### ～取得資格～

**司法書士**

**宅地建物取引主任士**

**民事信託士（民事信託士協会）**

**M & A マッチングクリエイター（日本のM & A 推進財団）**

**相続診断士 他**

### ～主な活動～

**神戸家庭裁判所尼崎支部調停員**

**尼崎北警察市民評議員**

**N P O 法人空き家相談センター支部長**

**兵庫県司法書士会財産管理委員会**

**兵庫県司法書士会社会事業部（法教育チーム） など**



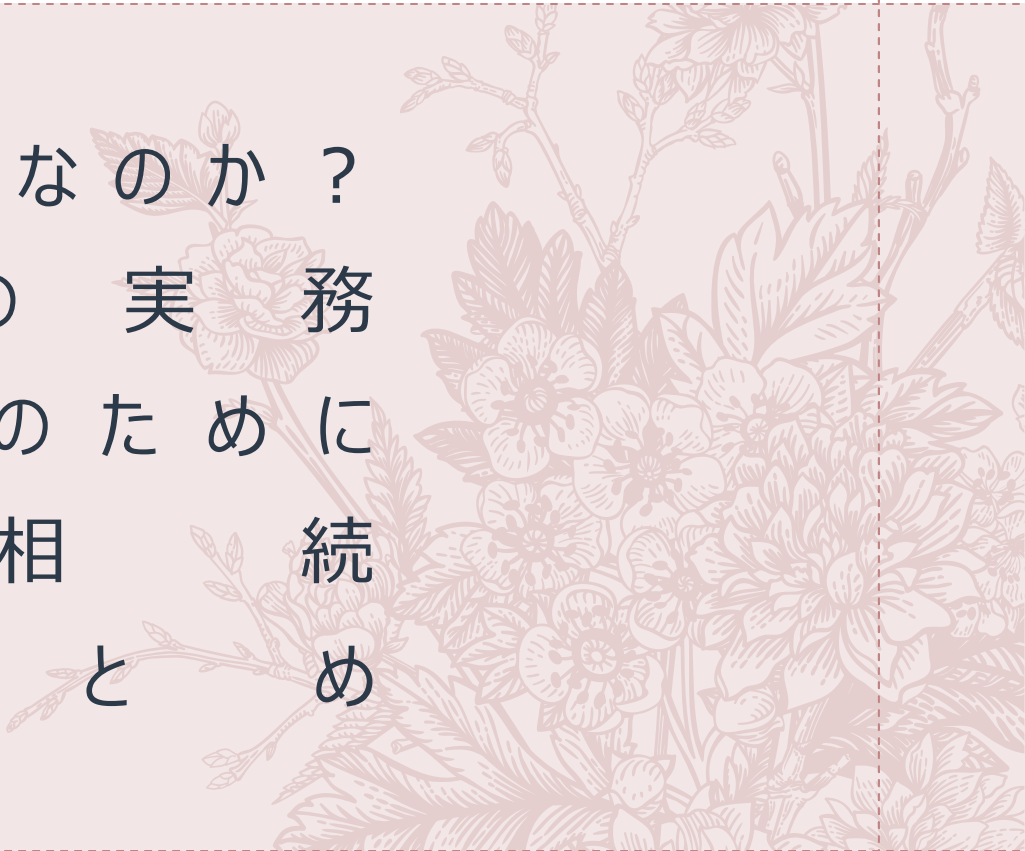
**司法書士 菅原香織**

すがはら司法書士事務所代表  
尼崎市塚口町1丁目14-13  
フローラルコート塚口301

**TEL 06-6435-8981**  
**Mail mailsghr@gmail.com**

# 本日のテーマ

なぜ相続対策が必要なのか？  
相続手続きの実務  
相続トラブル回避のために  
会社 社会 の 相続  
本 日 の ま と め

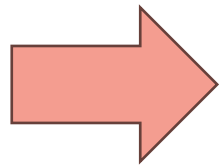


なぜ相続対策が必要なのか？



# 「相続」が「争族」に

- ◆ 「うちの家族は仲が良いから大丈夫」という過信
- ◆ 相続発生 of 順番は決まっているわけではない
- ◆ はっきりと権利主張をする時代

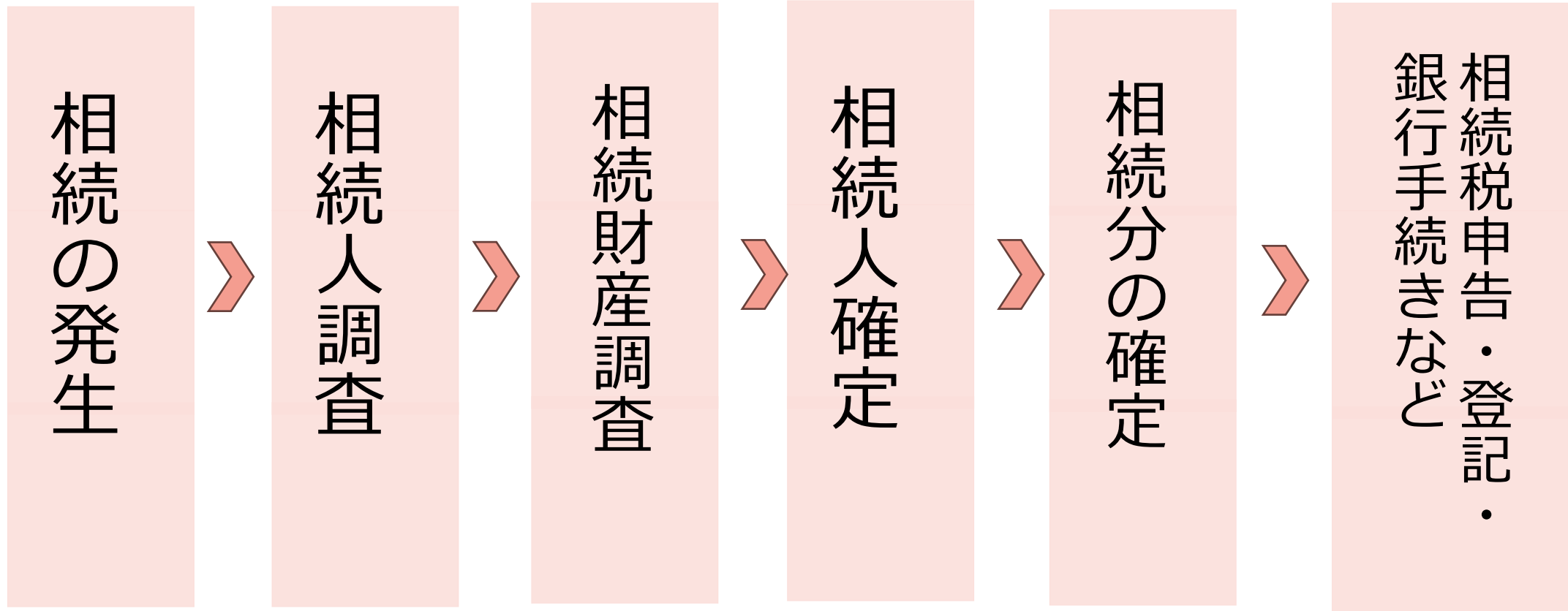


**相続手続きを理解し、対策が必要な時代です**

# 相続手続きの実務



# 相続発生から手続きに至るプロセス



# 相続人調査

## ◆ 誰が法定相続人なのか戸籍から相続人を検索する

※基本は被相続人の出生から死亡までの全ての戸籍を調査し、法定相続人を検索

ただし、兄弟相続や数次相続（最初の相続発生後、手続き完了までの間に新たな相続が発生した場合）など、相続人の範囲が変化する要素がある場合は被相続人の両親の出生から死亡までの戸籍を調査するケースもある

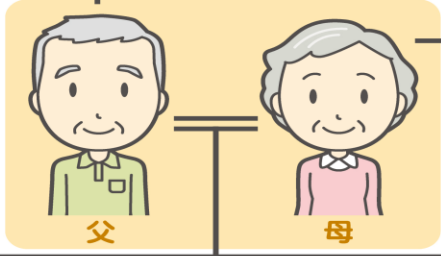
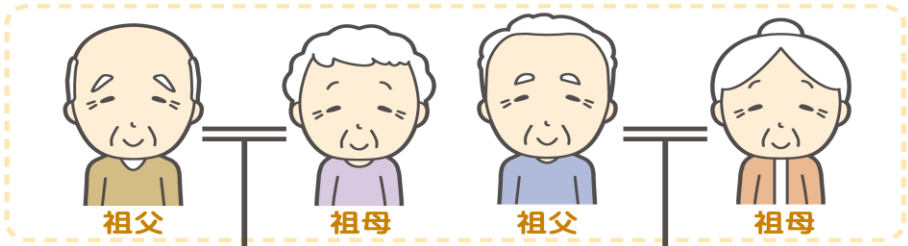
※戸籍調査について各士業には「**依頼された業務の範囲**」での職権請求が認められている

## ◆ 遺言書の有無の調査

※公正証書遺言は、相続人からの請求があれば公証役場で開示してもらえる



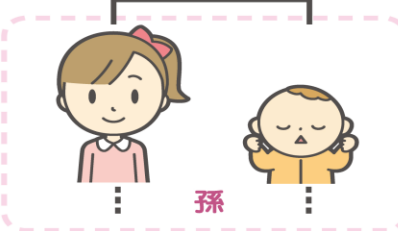
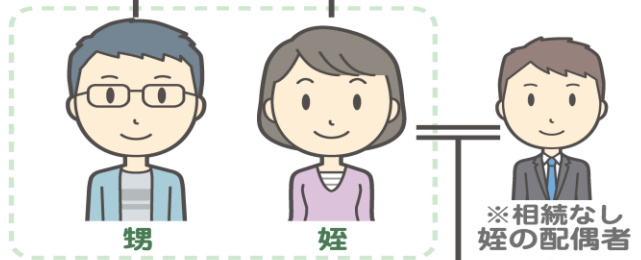
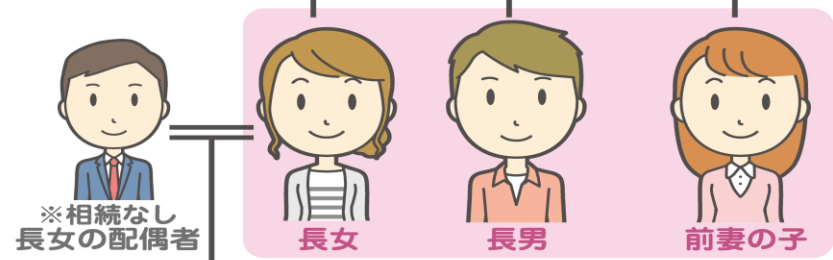
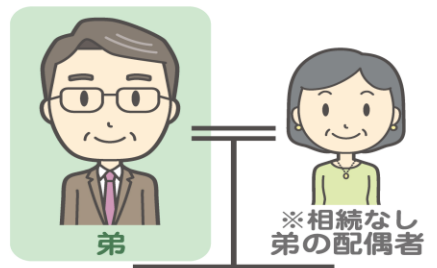
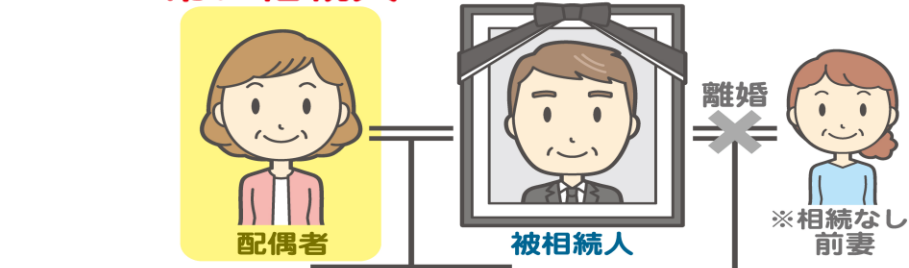
# 相続人関係図



## 第②順位 直系尊属

第1順位が誰もいない場合に相続人になる。  
 父母が死亡している場合は  
 祖父母が相続人となる。

## 常に相続人



## 第①順位 直系卑属

前妻の子や胎児を含む。  
 子が死亡している場合は孫、  
 孫が死亡している場合はひ孫が  
 相続人となる。

## 第③順位 傍系血族

第1順位と第2順位が誰も  
 いない場合に相続人になる。  
 兄弟が死亡している場合は  
 甥姪が相続人となる。



## 手順2

# 相続財産調査

## ◆遺言の有無の調査

公正証書の場合は相続人からの申し出があれば、全国に保管されている被相続人の遺言の有無を調べてもらうことができる。

法務局の保管制度を利用している場合、相続人の一人が法務局に対して遺言書の開示などを請求した場合、各相続人に対して遺言書の保管についての通知が発送される。

## ◆金融機関の調査

被相続人の遺品の中から保険証書や通帳、金融機関からの通知や証券会社からの報告書を探し、残高証明書などの請求を行い、名寄せをしてもらうことで調査を行う。

## ◆負債の調査 → 相続放棄の判断に必要となる

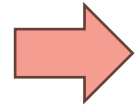
信用情報機関（CIC、JICC、KSCなど）に対して被相続人の負債状況の開示を行い、負の遺産を調査する

## 手順3

# 相続人確定

## ◆相続人を確定させる

戸籍調査から法定相続人を確定する→法定相続人の範囲やその相続分については民法に定められている



法定相続分を修正する要素が存在する

- ① **相続放棄**・・・申立人が相続人であることを知った日から三か月以内に、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てを行う。申立が受理されれば、その相続人は最初から法定相続人とはならない。これによって次順位の相続人が相続権を持つことになる。
- ② **遺言**・・・遺言によって法定相続人以外の第三者に相続分を遺贈することが可能となる。これによって相続人が変わることはないが、受領する金額などに変動生じたり、遺留分侵害額請求の問題が生じることがある。
- ③ **数次相続**・・・被相続人の相続手続き完了前に法定相続人について新たな相続が発生した場合、法定相続人の範囲が拡大することがある。

cf 代襲相続

## 手順4

# 相続分確定

## ◆遺産分割協議

民法は法定相続人についてその相続分を定めている。しかし、多くの相続手続きにおいては民法のルールをそのまま適用することではなく、法定相続人全員の合意（遺産分割協議）に基づき、その相続分を修正することになる。

## ◆遺言は万能か？

遺言によって法定相続人以外の第三者にもその遺産を承継することが可能となるが、法定相続人の一部については遺留分（必ず承継することができる最低限の相続分）があり、その権利を侵害していると相続人が主張した場合はそれに相当する金額を金銭で支払う必要がある。

つまり、100%遺産を一人の人に承継させるという遺言書を作成していても、遺留分の請求を受ける可能性がある。

番外編

## 遺産分割協議が整わない場合

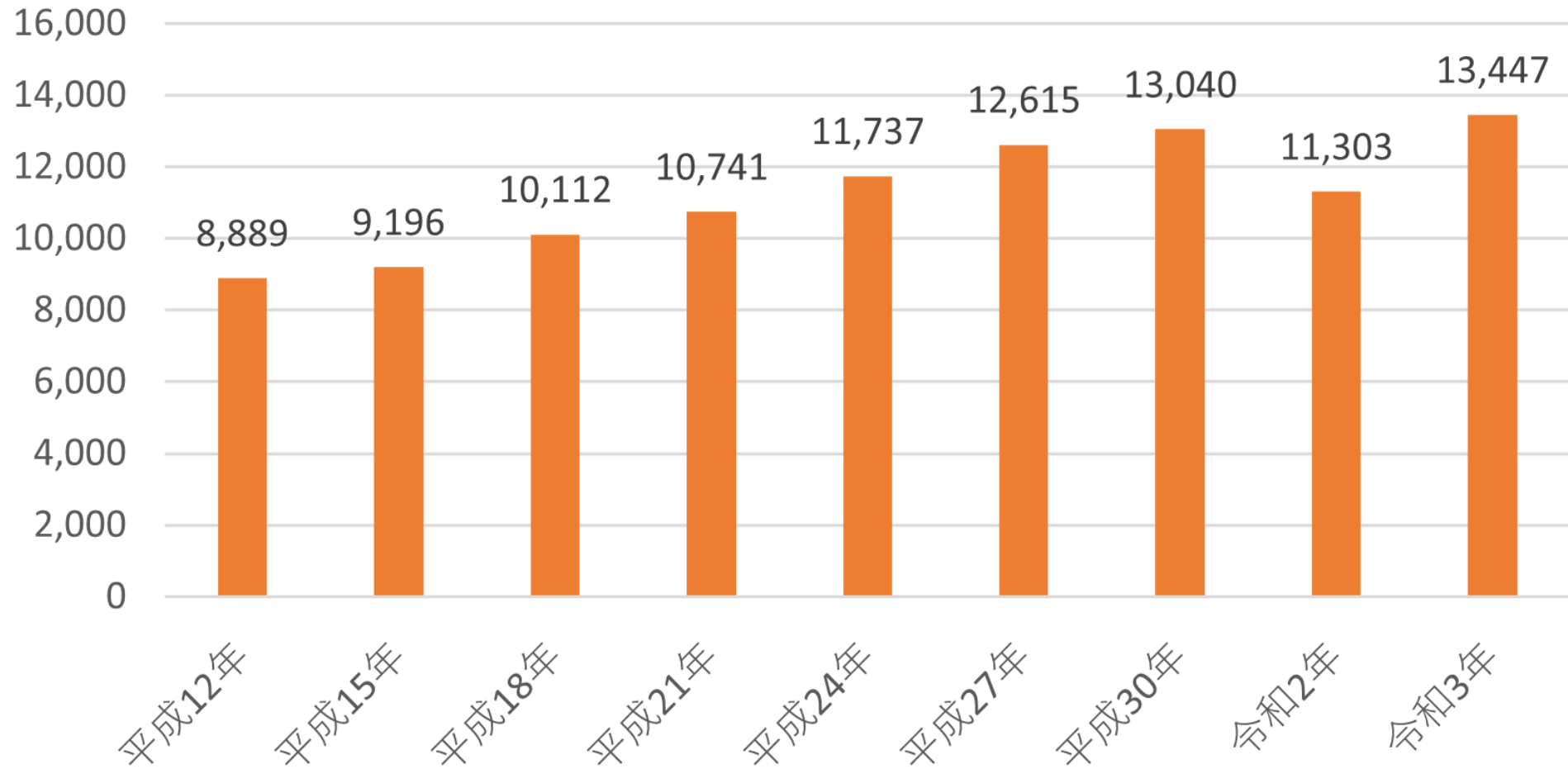
法定相続人全員での遺産分割協議が整わない場合、家庭裁判所での「**遺産分割調停**」を行うことになる。

遺産分割調停は民間人である調停員を仲介役とし、双方の希望や意思を述べ合意を目指す裁判所での手続きの一つ。調停の成立は双方の合意が必須となるため、仮に民法の定めと異なる合意がなされたとしても、問題はありません。

# 相続トラブル回避のために



## 遺産分割事件数

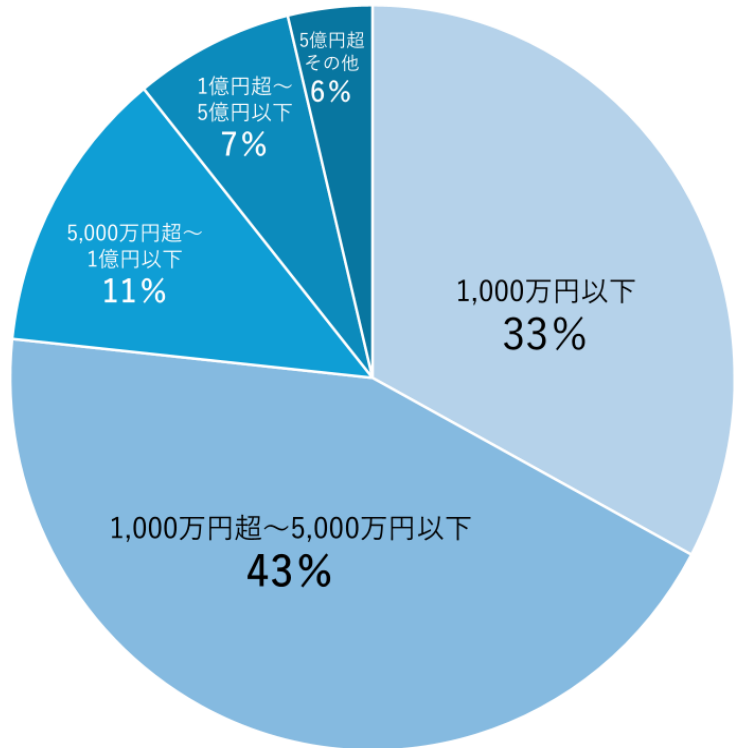


裁判所に持ち込まれる相続に関する調停案件は急激に増加しています

(司法統計より)



## 遺産額別 遺産分割事件の割合



令和3年司法統計年報 3家事編 第52表 をもとに作成

相続トラブルと言えば、お金持ちの家庭だけに起こると考えられがちですが、現実的には相続財産が5,000万円以下の家庭で頻発しています。

令和3年の最高裁判所の調査結果によると、遺産分割調停事件の33%が相続財産1000万円以下、43%が1,000万円超5,000万円以下の事案です。

合計すると、**相続財産が5,000万円以下の案件が、全体の76%**を占めています。



# 資産の把握と整理

自分が所有する不動産、預金、株式、債券などの資産をすべて把握し、整理しておくことが大切です。通帳のない預金口座や、デジタル資産、負債など家族が知らないと手続きができないことや、相続税の申告から漏れることがあります。また相続財産には負債も含まれることにも注意が必要です。

# 自分の相続人を知っておく

自分または家族に相続が起こった際に、誰が相続人になるのかを知っておくことは大切です。

誰が相続人になるのか知っていれば、誰にどの資産を引き継いでもらうのか、遺言書が必要なのか自分で判断することができ、相続後のトラブルを防ぐことができます。

# 遺言書の作成

遺言書を作成することで、自分の意思を明確に伝え、相続財産の分配方法を決定することができます。特に、法定相続人以外に財産を譲渡したい場合や、子どものないご夫婦、お一人さまなどは遺言書を作成しておくことが重要です。法務省の調査によると、55歳以上で自筆証書遺言を作成したことがある人は3.7%、公正証書遺言を作成したことがある人は3.1%となっています。

年代別にみると、年齢が上がるほど遺言書を作成している人の割合が高く、75歳以上で自筆証書遺言を作成したことがある人は6.4%、公正証書遺言を作成したことがある人は5.0%となっています。

# 遺言書の役割

遺言は、亡くなった後の財産をどのように分配するかを定める法的文書です。  
家族や親族、友人などに財産を譲渡したり、寄付したりすることができます。

## 法的効力

法律で定められた形式に従って作成された遺言書には法的な効力があり、不動産の名義の書き換えや銀行手続をスムーズに行うことができます。

## 財産の分配

遺言は、財産の分配方法を明確に定めることで、相続トラブルを防ぐことができます。

## 保管の安全性

公正証書による遺言や、法務局保管制度を利用した場合は紛失や盗難、破損などのリスクがありません。

# 会社の相続



# 企業を取り巻く現状

2020年の社長の平均年齢は60.1歳（前年比+0.2歳）と、調査を開始した1990年以降初めて60歳を超え、過去最高を更新した。年代別の割合をみると、「60代」が構成比27.3%を占め最多、「50代」が同26.9%、「70代」が同20.3%で続く。

上場企業社長の平均年齢は58.7歳（前年比±0.0歳）、年代別では「60代」が構成比43.3%を占め最多となりました。

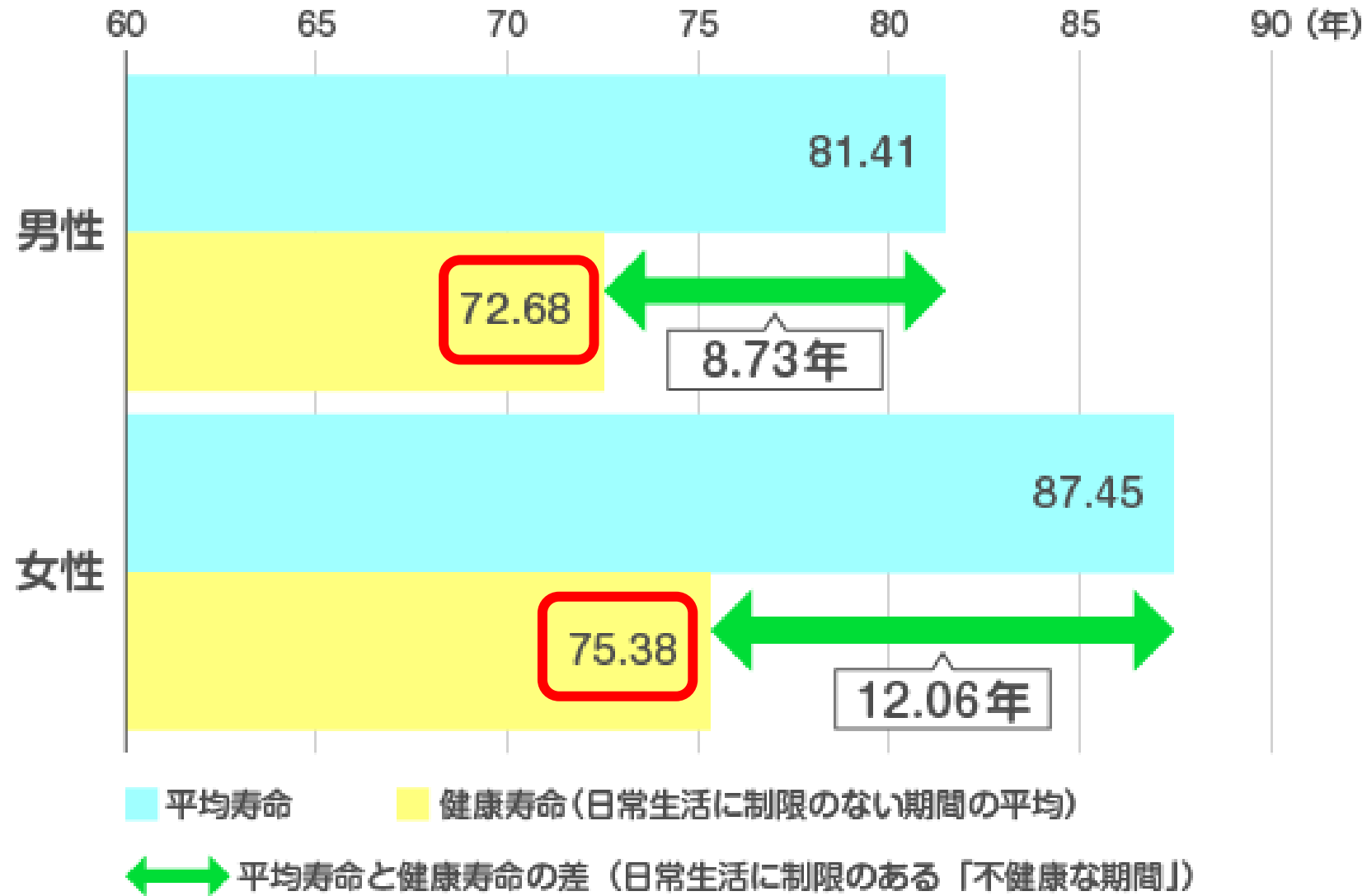
## 【業種別】社長の平均年齢と年代構成比

業種	(歳)									(%)
	平均年齢	30歳未満	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	合計	
建設業	59.6	0.1	2.8	19.3	27.8	27.2	19.5	3.3	100.0	
製造業	61.3	0.1	2.3	15.1	26.7	28.9	22.0	5.1	100.0	
卸売業	61.0	0.1	2.7	15.7	26.6	27.9	21.7	5.2	100.0	
小売業	60.2	0.2	4.1	17.7	25.5	26.7	20.7	5.1	100.0	
運輸・通信業	59.9	0.2	2.9	16.5	30.3	27.2	19.0	3.9	100.0	
サービス業	58.7	0.3	5.0	19.3	27.4	27.3	17.5	3.3	100.0	
不動産業	62.2	0.2	3.8	14.6	23.5	24.6	24.7	8.5	100.0	
その他	59.2	0.2	4.7	17.8	26.4	30.5	17.0	3.4	100.0	
全体	60.1	0.2	3.4	17.5	26.9	27.3	20.3	4.4	100.0	
うち上場企業	58.7	0.0	2.8	15.0	29.2	43.3	8.9	0.9	100.0	

※構成比は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

※欄外は全体平均を上回る数値

(新日本法規HPより)



(厚生労働省e-ヘルスネットより)



# 中小企業・小規模事業者の事業承継は 緊急の課題です

- ◆ 2025年までに、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万(日本企業全体の1/3)が後継者未定。
- ◆ 現状を放置すると、中小企業・小規模事業者廃業の急増により、2025年までの累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性。
- ◆ 第三者承継のニーズが顕在化する経営者は今後一気に増大する可能性。

## (参考) 後継者の決定状況と企業の業績の関係

- 企業業績が必ずしも悪くない企業であっても、後継者が決まっていない、又は廃業予定である企業が数十万者存在。  
(図の黄色部分)
- こうした企業の事業承継や事業引継ぎの取組を早期に促すことで、中小企業の技術やノウハウの継承を図ることが重要。

### 中小企業者【381万者】（※1）

従業員数3名~20名【120万者】（※2）

10年間以内に引退  
【62万者】（※3）

※1：「平成26年経済センサス-基礎調査」

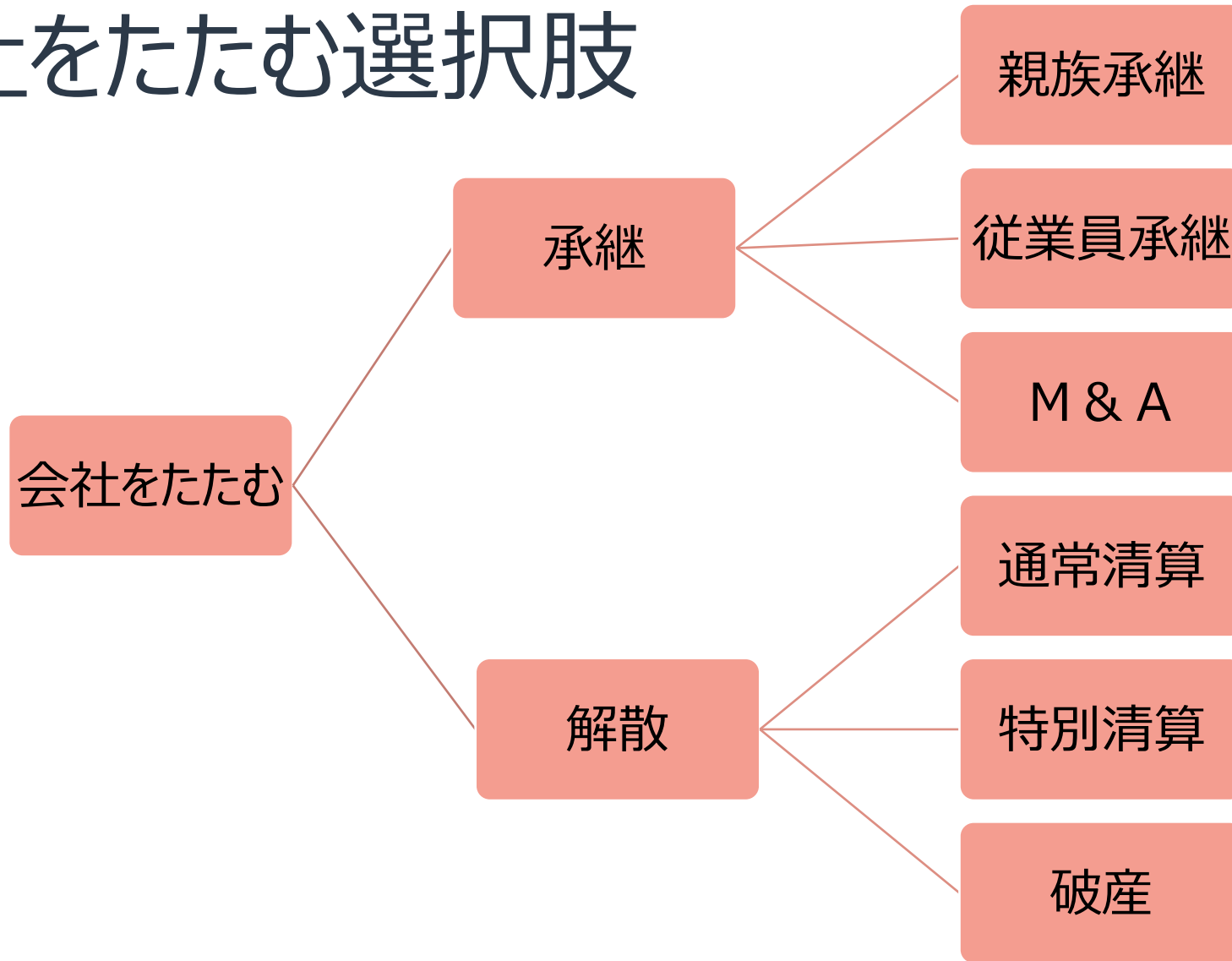
※2：「平成26年経済センサス-基礎調査」及び「平成27年度中小企業実体基本調査」を再編加工。

※3：60歳以上経営者割合（帝国データバンク）52%を乗じた。

<60歳以上の経営者の回答>		同業他社と比べた業績							
		良い		やや良い		やや悪い		悪い	
後継者の決定状況	決まっている（後継者本人も承諾している）	6,517	1.0%	58,750	9.4%	34,754	5.6%	5,801	0.9%
	後継者の候補が複数おり、決めかねている	1,305	0.2%	13,275	2.1%	9,132	1.5%	772	0.1%
	後継者にしたい人はいるが、本人がまだ若い	1,017	0.2%	14,263	2.3%	9,694	1.6%	1,204	0.2%
	現在、後継者を探している	2,279	0.4%	23,497	3.8%	17,637	2.8%	3,954	0.6%
	後継者にしたい人はいるが、本人が承諾していない	818	0.1%	10,907	1.8%	11,864	1.9%	4,208	0.7%
	その他	2,065	0.3%	2,350	0.4%	3,495	0.6%	1,336	0.2%
	自分の代で事業をやめるつもりである	10,313	1.7%	95,673	15.4%	162,379	26.1%	84,930	13.6%
	自分がまだ若いので、今は決める必要がない	1,098	0.2%	15,798	2.5%	9,492	1.5%	2,438	0.4%
	25,411	4.1%	234,511	37.6%	258,447	41.5%	104,644	16.8%	

【出所】日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」を再編・加工。

# 会社をたたむ選択肢



# 解散か承継かの判断

解散or承継

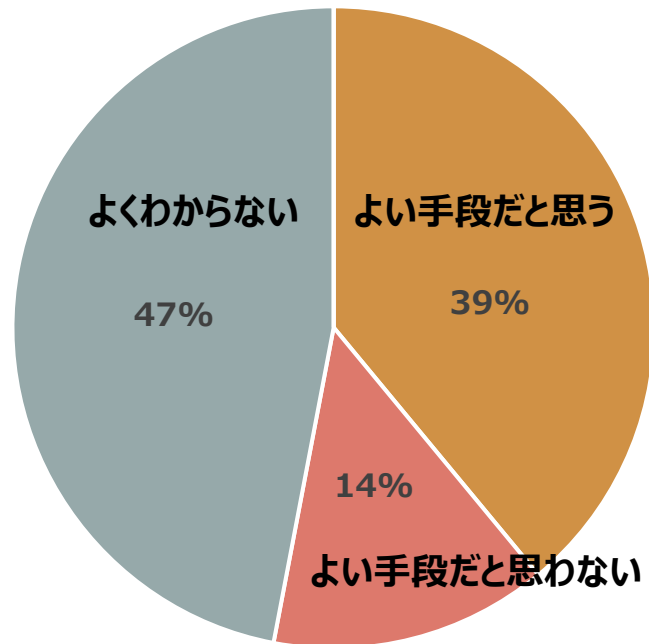
事業を継続できる見込みがあるか

営業利益の計上が見込める  
商品・サービスに高付加価値がある  
社員、施設、顧客、取引先が差別化されている  
事業の将来性  
経営者の体力、気力  
優秀な後継者の存在  
資金に余裕があるか、協力的なスポンサーの存在  
外部環境への対応度合い など

	メリット	デメリット
親族承継	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内外的に受け入れやすい</li> <li>・ 自社株式を相続により承継できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業界の先行きや、後継者の能力不足によって「継がせる不幸」の可能性</li> <li>・ 後継者以外の相続人とのバランス</li> </ul>
従業員承継	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社の事業を把握している</li> <li>・ 実績、安心感がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資力がないことから、自社株式の買取りに借入を要する</li> <li>・ 借入金の際に経営者としての個人補償を要する</li> </ul>
M&A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広範囲からの的確な後継者を見出せる</li> <li>・ 売却代金を得ることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 好条件の買い手が見つかるとは限らない</li> <li>・ 経営からの完全脱却の可能性</li> <li>・ 仲介手数料の報酬負担</li> </ul>

# 中小企業・小規模事業者におけるM&Aについて

M&Aのイメージについて



東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」

- ◆ 中小企業・小規模事業者において、6割以上がM&Aについての共感が得られていないことが、M&Aが進まない原因の一端であると想定され、経営者のマインドを変えることが必要。
- ◆ 中小企業・小規模事業者向けのM&Aの手引きの整備や、中小企業・小規模事業者の経営者の背中を押せるような事例集の展開により、M&Aをポジティブに捉える気運の醸成が必要。

(中小企業庁研究会より)

# 本日のまとめ



# 「相続」は自分事です

- ◆ 相続対策の本質は「税対策」ではなく、「大切な資産を上手に引き継ぐこと」です。
- ◆ 自分の資産の行く末については、相続人任せにせずキチンと考えてその道筋をつけておく必要がある時代です。
- ◆ 相続対策（保険の活用・生前贈与・遺言書の作成など）は早めに検討して取り入れるようにしましょう。
- ◆ ご自身の資産について、相続についての考えについては家族に話しておくことで争族を防ぐことができます。



ありがとうございました

